

令和4年度 第1回

「松本市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会議事録」

松本市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会事務局

# 令和4年度

## 第1回松本市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会

### 次 第

日時 令和4年7月19日（火）  
午後1時30分から  
場所 松本市役所 大会議室  
（本庁舎3階）

1 開会

2 委嘱状交付

3 あいさつ

4 自己紹介

5 役員選出

6 会議事項

- |                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| (1) 令和3年度事業実績       | 資料1、別冊1           |
| (2) 松本市の状況について      | 資料2-1、2-2、2-3、2-4 |
| (3) 令和4年度事業計画（案）    | 資料3               |
| (4) 松本市高齢者虐待対応マニュアル | 別冊2               |
| (5) 松本市障害者虐待対応マニュアル | 別冊3               |

7 事例検討

\*事例シートは終了後回収

8 閉会

(1 開会)

事務局 午後1時30分、開会を宣言した。(委員21名のうち19名の参加があり、協議会設置要綱第5条第2項に基づき、会議は成立した)

(2 委嘱状交付)

事務局 協議会設置要綱第3条に基づき、任期満了に伴い委員に対し委嘱状を机上に交付したことを説明した。

(3 あいさつ)

健康福祉部長 あいさつをした。

(4 自己紹介)

自己紹介をした。

(5 役員選出)

事務局 協議会設置要綱第3条第3項に基づき、委員の互選によるものとなっていることを説明し立候補・推薦ともなかったため、会長を松塩安筑老人福祉施設組合の「片倉委員」、副会長を中信社会福祉協会の「滝澤委員」とする事務局案を提示し、委員から承認を得た。

協議会設置要綱第5条に基づき会長が議長となり、会長と副会長があいさつをした。

(6 会議事項)

議長 会議事項 (1)令和3年度事業実績、(2)松本市の状況についての説明を求めた。

事務局 資料1、別冊1に基づき、令和3年度事業実績について説明、報告した。

事務局 資料2-1、2-2に基づき、松本市の状況(高齢者)について説明した。

事務局 資料2-3、2-4に基づき、松本市の状況(障がい者)について説明した。

議長 意見、質問等がないことを確認し、引き続き、会議事項(3)令和4年度事業計画の説明を求めた。

事務局 資料3に基づき、令和4年度事業計画について説明した。

議長 意見、質問等がないことを確認し、委員から承認を得た。  
引き続き、会議事項(4)松本市高齢者虐待対応マニュアル、(5)松本市障害者虐待対応マニュアルの説明を求めた。

事務局 別冊2に基づき、松本市高齢者虐待対応マニュアルについて説明した。

事務局 別冊3に基づき、松本市障害者虐待対応マニュアルについて説明した。

(意見・質問)

議長 会議事項について、委員から意見・質問を求めた。

委員 松本市高齢者虐待対応マニュアル 7支援の実施 (2)分離・保護が必要な場合のうち、一時入院について、経済的虐待を受けている方が入院せざるを得なかった場合、入院費の支払いに困ってしまうことがあります。入院費は本人の名義で発生しますが、支払うためのお金を搾取されているという状態のため、支払うことができないというのが現状です。これに対して、なんらかの手立てが必要ではないかと考えます。障がい者の場合は、障がいの程度によって後から医療費が戻ってくる、もしくは医療費が戻ってくることを前提として支払いをしなくてもよいという制度があります。経済的虐待を受けている方に対しても、同様の制度を適用できないかという提案です。

また、身一つで保護されると、衣類やおむつ等、生活・介護用品の雑費が必要となってきますが、現状は、施設や病院が協力して対応していることが多くなっています。この費用についても、今後なんらかの手立てが必要ではないかと考えます。

事務局 医療費の補助については、現時点で具体的なイメージができていないため、今後委員の皆様にも相談しながら、どのような方法がとれるか考えていきたいと思えます。

介護用品等の雑費については、現物支給であれば何か手立てがとれるかもしれないため、具体的に検討していきたいと思えます。

委員 通報した後、通報者にどうなったのか伝える仕組みになっていません。通報者は通報後どうなったか心配していますが、進捗経過や結果が説明されていないというのが現状です。デリケートな問題もあるため、説明できないところがあることは理解していますが、運用を少し柔軟にして通報者の心配を払拭できる形にできないでしょうか。

事務局 マニュアルの中には通報者に対する報告という記載はありませんが、ケースバイケースで対応しているというのが現状です。個人情報保護の観点から、伝えられる内容には限りが出てしまいますが、できる限りの範囲で現在も対応は行っています。もう少し体系立てて、ルールにのっとった経過報告ができる仕組みづくりを検討していきたいと思えます。

委員 虐待は分離保護の対応が基本となっており、たしかに生命等を守るという点で緊急には必要だと思えますが、同時に、これまでの暮らし、なじんだ環境

を奪ってしまうというのも事実だと思います。

実際に、障がい者の方で地域になじんで生活できていましたが、グループホームで虐待があり施設入所となったケースや、障がいのある子どもが家庭で虐待を受けた結果、家に戻れず遠く離れた町で不自由な生活を送ることになってしまったケースがあります。そういう姿を見ていると、分離保護という判断が、虐待を受けた側を守ることになっているのかどうか、ジレンマを感じています。

事務局

たしかに生活環境が激変してしまい、特に障がい者の方は環境の変化になかなか対応できないことも多く、それまでの安定していた生活から急変してしまうことで苦勞することもあります。一方で、虐待となると生命等の保護を第一と考えて対応する必要があるため、そこでジレンマが生じてくることがあるかと思います。

虐待対応の結論として、分離保護ということになることはありますが、分離保護したら終わり、ではなく、そのあとをどうしていくか継続的に支援しているというのが現状です。

事務局

高齢者のコアメンバー会議の中でも、できれば在宅での生活を続けられないかというところは話し合いますが、生命等を守るための一時的な手段として分離保護という結論に達することがあります。

継続して支援していく中で、虐待の解消や不安要素が取り除かれた場合は、再度在宅に戻れることもありますので、できるだけ地域に戻れる方法も考えながら対応しています。

議長

分離保護は難しい問題です。

虐待で分離保護されたことで、家族関係が取り戻されることもあり、対応次第ではないかと思います。距離を置くことで、本人・家族それぞれの生活が立て直されることもあるので、分離保護がいいとも悪いとも言えないと感じています。

議長

その他に質問等がないことを確認し、事例検討の説明を求めた。

#### (7 事例検討)

事例検討を実施した。

議長

他に意見等がないことを確認し、議事を終了した。

#### (8 閉会)

事務局

閉会を宣言し、午後3時00分散会した。